

規制の事前評価書

法令案の名称：金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案

規制の名称：金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るための措置

規制の区分：☒新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：金融庁企画市場局市場課

評価実施時期：令和6年6月24日

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべき義務の規定の整備、インターネットを用いてファンド形態で出資を募り企業等に貸し付ける仕組みを取り扱う金融商品取引業者に係る規制の整備等の措置に関する細則を定める等、関係政令の規定の整備等を行う。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- デジタル化の進展等の金融・資本市場を巡る環境変化が生じている中、金融・資本市場には、多様な顧客の高度化するニーズに応えていく一方で、顧客の保護を図っていくことが求められており、これらが確保されることにより、金融・資本市場が適切に機能し、日本経済が持続的に成長することとなり、その成長の果実が国民に還元される「成長と分配の好循環」が実現する。
- このため、顧客の利便の向上及び保護を図る観点から、近年の環境変化等を踏まえ、金融・資本市場の活性化に資する諸施策を推進する必要があるほか、金融機関における顧客本位の業務運営の確保や顧客への情報提供の充実を図ることが重要である。
- こうした措置を講じなければ、「成長と分配の好循環」も実現なくなり、日本経済全体の付加価値を引き上げ、持続可能で一段高い成長経路に乗せることが困難になるおそれ。
- 以上をベースラインとする。

(ソーシャルレンディング等を扱うファンド事業者に係る規制について)

- ソーシャルレンディング（インターネットを用いてファンド形態で出資を募り、投資家からの出資を企業等に貸し付ける仕組み）等のファンドに係る現在の規制については、電子募集取扱業務と同様の規制が適用されておらず、類似のファンドの募集・運用に適用される規制に相違が見られる。
- そのような中、近年、ソーシャルレンディングを巡っては、投資家保護上重大な問題が認められた事案も発生している。

(トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利への対応について)

- 近年、不動産特定共同事業契約に基づく権利をトークン化する動きや、ブロックチェーンを用いて、そうした権利を流通させる動きが見られる。
- 現行法令では、不動産特定共同事業契約に基づく権利は、金融商品取引法上で有価証券とみなされる「集団投資スキーム持分」の定義から除かれており、開示規制や販売・勧誘規制等の適用対象外となっている。
- 今後、トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利の流通が見込まれる中、実効的な監督体制

を整備するための規制の整備は喫緊の課題となっている。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

（ソーシャルレンディング等のファンドの募集等に係る規制の整備について）

- ・ ソーシャルレンディング等のファンドについて、インターネットを用いて募集等を行う場合に、電子募集取扱業務と同様の規定を整備する。

（トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利の取扱いに係る規制の整備について）

- ・ 不動産特定共同事業契約に基づく権利のうち、トークン化されたものを、新たに有価証券に加えることにより、金融商品取引法を適用する。具体的には、トークンを発行する場合については、有価証券届出書・有価証券報告書等の作成等の義務、トークンの売買や媒介等を行う場合については、金融商品取引業としての登録や必要な体制整備、販売・勧誘に係る義務を適用する。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他の規制手段の検討状況＞

☒検討した ☐検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

（ソーシャルレンディング等のファンドの募集等に係る規制の整備について）

- ・ 代替案として、ソーシャルレンディング等のファンドのみならず、インターネットを用いてソーシャルレンディング等以外のファンドの募集等を行う金融商品取引業者等に対しても電子募集取扱業務と同様の規制を適用させることも検討したが、代替案の場合、より厳格な規制を遵守する費用が発生し、事業への新規参入や既存の事業者によるサービス提供の障害となり得ること、新たに相応の行政費用が発生すること等が想定されることから、採択しないこととした。

（トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利の取扱いに係る規制の整備について）

- ・ 代替案として、トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利を金融商品取引法上の有価証券に追加せず、不動産特定共同事業法及び不動産特定共同事業法施行令において、有価証券届出書・有価証券報告書等に相当する書類の作成等の義務（開示規制）、金融商品取引業者に課せられる分散台帳技術を前提とした行為規制や体制整備（業規制）及び不公正取引規制に係る規定を整備することも検討したが、代替案の場合、不動産特定共同事業法及び不動産特定共同事業法施行令では想定されていなかった分散台帳技術の活用やセカンダリー市場を前提とした規制を新たに同法令に規定することとなるため、国や都道府県において投資者保護のために実効的な検査・監督・調査等を実施するための人員・体制整備が必要となることから、本案と比較して代替案の行政費用は著しく大きくなると考えられることも踏まえ、採択しないこととした。

＜その他非規制手段の検討状況＞

- ☒非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した
- ☐非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった
- ☐非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した
- ☐非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

(ソーシャルレンディング等のファンドの募集等に係る規制の整備について)

- ・ ソーシャルレンディング等のファンドの募集等に係る規制の整備については、金融商品取引業者等がソーシャルレンディング等のファンドの募集等を行う場合に、電子募集取扱業務と同様の規制を適用させることを制度的に担保する必要があることから、法令による規制手段の採用が妥当である。

(トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利の取扱いに係る規制の整備について)

- ・ トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利の取扱いに係る規制の整備については、トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利を取り扱う際に、金融商品取引法上の販売・勧誘規制や開示規制を適用させることを制度的に担保する必要があることから、法令による規制手段の採用が妥当である。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

(ソーシャルレンディング等のファンドの募集等に係る規制の整備について)

- ・ ソーシャルレンディング等のファンドについて、顧客の投資の意思決定に重要な影響を与える情報（事業計画、資金使途の内容等）のインターネットでの公表を義務付けること等で、当該ファンドの募集・運用の適切性が確保される。
- ・ 金融商品取引業者等のファンド募集・運用の適切性が確保され、顧客の利便の向上及び保護が図られることで、市場の健全な発展につながることを期待される。

(トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利の取扱いに係る規制の整備について)

- ・ トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利に金融商品取引法の各種規制を適用することで、こうした権利の取扱いに係る実効的な監督体制を整備できる。
- ・ トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利の取扱いに係る実効的な監督体制が整備されれば、こうした権利のセカンダリー取引が円滑化されることで、顧客の利便の向上及び保護が図られ、市場の健全な発展やイノベーションの促進につながることを期待される。

4 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

(ソーシャルレンディング等のファンドの募集等に係る規制の整備について)

- ・ ソーシャルレンディング等のファンドの募集等を行う金融商品取引業者等において、顧客の投資の意思決定に重要な影響を与える情報（事業計画、資金使途の内容等）についてインターネットで公表するための費用等が発生する。

(トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利の取扱いに係る規制の整備について)

- ・ トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利を取り扱う事業者において、金融商品取引業としての登録申請を行う費用や必要な体制を整備（例：法令遵守・内部管理態勢強化のための追加的な人員・体

制の配置) するための費用、有価証券届出書・報告書を新たに作成するための費用が発生する。

<行政費用>

(ソーシャルレンディング等のファンドの募集等に係る規制の整備について)

- ・ 国において、ソーシャルレンディング等のファンドの募集等を行う金融商品取引業者等の規制の遵守状況についてのモニタリングに係る費用が発生する。

(トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利の取扱いに係る規制の整備について)

- ・ 国において、金融商品取引業者の登録審査に係る費用が発生するほか、事業者の各種規制の遵守状況についてのモニタリングに係る費用が発生する。
- ・ また、有価証券届出書・有価証券報告書等に記載される情報の虚偽等には行政処分や刑事罰が規定されているため、国において、当該虚偽等に係る調査等の費用が発生する。

<その他の負担>

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

(ソーシャルレンディング等のファンドの募集等に係る規制の整備について)

- ・ 投資家被害を抑止するため、ソーシャルレンディングを含む投資・運用行為を行っている事業者等に対して、同様の行為を行うファンドと同様のルールを適用するなど、二種ファンドの業務の適切性を確保するために必要な措置を講じるべきである。

(トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利の取扱いに係る規制の整備について)

- ・ 不動産特定共同事業契約に関連した権利のトークン化の動きや、ブロックチェーンを用いてそうしたトークンを流通させる動きがある。こうした動きを踏まえ、投資家保護の観点からより実効的な監督体制の整備を図っていくため、トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利を金融商品取引法上の電子記録移転権利として規定し、不動産特定共同事業法に基づく監督を受けている不動産特定共同事業の特性も踏まえつつ、金融商品取引法に基づく販売・勧誘規制等を適用するよう、制度整備を行うべきである。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」(第19回)(令和4年6月21日)
- ・ 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」(第23回)(令和4年12月12日)

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market-system/gijiroku/20220621.html
- ・ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market-system/gijiroku/20221212.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- ・ 本件見直しにより新設・拡充された規制に係る監督上の対応状況等について、総合的に判断して、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握していく。